

特定事業所集中減算って・・・何??

～特定事業所集中減算のしくみ～



居宅介護支援事業所・特定事業所集中減算制度に関連する主な告示、手続きなどを掲載しています。

茅ヶ崎市 福祉部 介護保険課

令和7年10月

目 次

I：はじめに

居宅介護支援事業所を開設する法人の皆様へ

～公正中立なケアマネジメントの実施のために～・・・P 1

II：制度の概要と手続き等

1. 居宅介護支援事業所 特定事業所集中減算制度のあらまし・・・P 2

2. 居宅介護支援事業所の運営基準等について・・・P 3

3. 具体的な手続き、判断基準など

(1) 「判定期間」と「減算適用期間」・・・P 5

(2) 報告書の作成・・・P 7

(3) 報告書（別紙）の作成・・・P 12

4. 茅ヶ崎市での審査について

(1) 正当な理由の判断基準・・・P 13

(2) 審査結果の通知、減算の実施・・・P 17

III：資料編

1. 告示、省令・・・P 18

●『指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準』（H12.2.10 厚告 20 別表 注 10）

●『厚生労働大臣が定める基準』（H27.3.23 厚労告 95 83 号）

2. 通知・・・P 18

●『指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について』（H12.3.1 老企 36）

●参考様式 居宅サービス事業所の選択に関する理由書

I：はじめに

居宅介護支援事業所を開設する法人の皆様へ

～公正中立なケアマネジメントの実施のために～

貴法人が開設している指定居宅介護支援事業者には、本テキスト「2. 居宅介護支援事業所の運営基準等について」（P 4～P 6）において解説しているとおり、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならないという責務を負っています。

また、貴法人についても、介護保険法の規定により業務管理体制の整備が義務付けられているように、組織として法令等を遵守し、業務を適正に遂行する体制を確保することが求められています。

しかしながら、実態としては居宅介護支援事業所に併設するサービス事業所や開設法人が同じサービス事業所に偏ったケアプラン作成が行われてしまっている事例が少なくありません。これは、介護支援専門員個人の業務に対する使命感、倫理観など、属人的な要素も原因のひとつとして挙げられます。一方で、介護支援専門員からは、管理者等から同法人のサービス事業所を含めたケアプランを作成するよう指示されたり、無言の圧力をかけられたりするなどにより、介護支援専門員として公正中立な立場で業務を行わなければならないという意識はあるものの、結果として同法人のサービス事業所に偏ったケアプランを作成せざるを得ないといった声も多く聞かれます。このような組織的な要因によるいわゆる「囲い込み」が以前から問題視されています。

法人代表者、役員、管理者の方は、次に示すチェック項目のうちひとつでも心当たりがある場合には、是非考え方を变えてください。従業者に対して指揮命令を行う立場として、法令等を遵守し、業務を適正に遂行する体制を確保するという意味においても、介護支援専門員が専門職としての独自性を発揮し、利用者本位のケアマネジメントを行うことができる体制づくりに努めていただくようお願いいたします。

<チェック項目>

- ☐ 介護保険制度における介護支援専門員の役割と立場を理解していない。
- ☐ 担当件数が多く、同法人のサービス事業所を多く位置付けたプランを作成するのが「優秀な介護支援専門員」であると考えている。
- ☐ ケアプランを作成する際には、同法人のサービス事業所を必ず位置付けるよう指示したり、暗に圧力をかけたりしている。
- ☐ 介護支援専門員の担当件数にノルマを課し、常に営業活動を行うよう指示したり、暗に圧力をかけたりしている。
- ☐ 利用者から居宅介護支援の依頼があった場合、まずサービス利用の希望を確認し、同法人のサービス事業所を利用しないことが判明した場合には、提供を拒否するよう指示したり、暗に圧力をかけたりしている。

Ⅱ：制度の概要と手続き等

1. 居宅介護支援事業所 特定事業所集中減算制度のあらまし

特定事業所集中減算の制度は、ケアプランの作成にあたり、サービスの依頼先が特定の法人が開設する居宅サービス事業所に偏らないよう、平成18年度から導入された減算制度です。

各判定期間中に居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画（以下、「プラン」という。）のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられたプランの数を確認した結果、正当な理由なく、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えているサービスがある場合、特定事業所集中減算として、減算適用期間中の全てのプランに係る報酬について1月につき200単位を所定単位数から減算します。

なお、正当な理由があると判断された場合には、減算を行う必要はありませんが、この正当な理由の有無の最終的な判断は、市町村長が行うこととされています。茅ヶ崎市では、客観的に判断できるよう『特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準』を策定し、原則として事業者の皆様から提出された報告書の記載内容を基に、この基準に従って判断しています。



ポイント

【判定の対象】

判定の対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護の4サービスのみです。

【判定の単位】

「同一の事業者」の事業者とは、各事業所を開設している法人のことです。したがって、事業所単位で判定するのではなく、あくまでも事業所を開設している法人を単位として判定します。

（注）指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意点について（平成12.3.1 老企36）

2. 居宅介護支援事業所の運営基準等について

特定事業所集中減算の制度を理解するに当たり、改めて「介護保険法」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚令38）」などを確認します。

【介護保険法 第一章 総則 第2条第3項】

保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

【介護保険法 第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設 第69条の34 第1項】

介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第1条の2】

（基本方針）

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第13条第1項第5号】

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について 第二 3(8) ⑥】

利用者自身によるサービスの選択（第5号）

介護支援専門員は、利用者自身がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から居宅サービス計画案の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、居宅サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。したがって、特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない。また、例えば集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはならない。

以上の規定を踏まえて、利用者自身によるサービスの選択が基本となります。

このように、介護保険法、居宅介護支援事業の運営基準及び同解釈通知に記載されている考え方は、特定の事業者に依頼が集中している場合における正当な理由の有無の判断の基礎となっています。

したがって、正当な理由の判断基準などを正確に理解するためにも、これらの運営基準などをしっかり確認しておく必要があります。

なお、上記の介護保険法、運営基準などの規定は、全ての居宅介護支援事業所の運営の基本となるものですので、十分に確認しておいてください。



ポイント

【① 利用者への情報提供】

地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する必要があります。したがって、特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏った情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく、同一の事業主体のサービスのみによるプランの原案を最初から提示するようなことがあってはなりません。

【② 利用者による選択】

指定居宅介護支援の事業は、利用者の選択に基づき、利用者に適した保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されることを目的として行う必要があります。

3. 具体的な手続き、判断基準など

(1) 「判定期間」と「減算適用期間」

ア 判定期間

同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えているか否かの判定は、6ヶ月単位の判定期間を基準に行います。

具体的には、3月1日から8月末日までの6ヶ月間は「前期判定期間」、9月1日から2月末日までの6ヶ月間は「後期判定期間」と位置付けられています。

補足

具体的な手続きとしては、「前期判定期間」を例にすると、3月1日から8月末日までの6ヶ月間の状況について、9月当初の時点で確認し、特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（以下、「報告書」という。）を作成します。

その結果、判定期間において同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えていた場合には、特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（別紙）（以下、「報告書（別紙）」という。）を併せて作成し、報告書、報告書（別紙）ともに9月15日（必着）までに茅ヶ崎市へ提出しなければなりません。

茅ヶ崎市における80%を超えたことについての正当な理由の有無の判定は、提出された報告書等を基に行います。

イ 減算適用期間

審査の結果、正当な理由がないと判定された場合、6ヶ月単位の「減算適用期間」を通じて減算請求をすることになります。「前期分減算適用期間」は、10月1日から3月末日までの6ヶ月間、「後期分減算適用期間」は、4月1日から9月末日までの6ヶ月間です。



ポイント

【① 前期】

判定期間	3月1日～8月末日
報告書等作成・提出期限	9月15日（必着）
減算適用期間	10月1日～3月末日

【② 後期】

判定期間	9月1日～2月末日
報告書等作成・提出期限	3月15日（必着）
減算適用期間	4月1日～9月末日

（２）報告書の作成

老企３６の規定により、**全ての居宅介護支援事業者は**、判定期間におけるプランの総数及び訪問介護サービス等のそれぞれの紹介件数が最も多い法人（以下、「紹介率最高法人」という。）が位置付けられたプラン数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名などの事項を記載した書類を作成しなければなりません。

本市においては、報告書を所定の様式として定めています。

★ 以下では、報告書の記入の流れに沿って、計算方法を説明します。 ★

ア 「プラン」の数の数え方

【基本的な考え方】

まずは、報告書１頁下のプランの総数（居宅サービス計画数）、２頁以降の各サービス別のプランの数の数え方について説明します。基本的な考え方は次のとおりです。

- ① プランの数とは、実際にサービスが提供され、給付管理を行った計画数を指します。

（例）Ａさんの９月分のプランを８月末に作成したところ、９月１日から体調悪化で入院し、退院したのが１０月上旬であったため、９月中にＡさんの居宅サービスの利用実績が全くなかった場合、９月分の給付管理は行われないことから、Ａさんについては９月分のプランの数はゼロとなります。

- ② 実際にサービスが行われた月の計画件数として取り扱います。

（例）Ｂさんの９月分のプランを８月末に作成し、９月にサービス提供を行ったが、事情により、９月サービス提供分の国保連への請求を１０月上旬に行わず、１月遅れて、１１月上旬に国保連への請求を行った場合、国保連への請求が何月に行われたかにかかわらず、実際にサービスが行われた月の計画件数として取り扱うため、当該事例においては、Ｂさんの９月分のプラン数として１件と数えます。

注意

当該事例のように請求の時期が遅れたものについて、件数に含めず、誤った計算をしてしまうケースがありますので、ご注意ください。

【複数の事業所、複数の法人を位置付けたプランの数の数え方】

ここは誤りの多いところであり、計算結果に大きく影響するところでもあるため、具体的な事例を挙げて説明します。

事 例

Cさんの9月分のプランには、次の居宅サービス事業所によるサービスが位置付けられています。

Cさんの9月分 サービス利用票（兼居宅サービス計画）	
訪問介護	株式会社A 茅ヶ崎ヘルパーステーション
訪問介護	株式会社A えぼしヘルパーステーション
通所介護	株式会社B 海岸通りデイサービスセンター
通所介護	株式会社C 茅ヶ崎デイサービスセンター
福祉用具貸与	株式会社D 十間坂福祉用具レンタル事業所

当該プランでは、例として訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の3つのサービスが位置付けられているものとします。福祉用具貸与の事業所は1ヶ所のみですが、訪問介護及び通所介護については各2ヶ所の事業所が位置付けられています。

しかし、これらは、Cさんの9月分のプランに位置付けられているサービス種別ごとの件数としてそれぞれ1件と考えます。つまり、訪問介護のプランの数としても1件、通所介護のプランの数としても1件、福祉用具貸与のプランの数としても1件として、それぞれ数えることとなります。

注意

例えば、訪問介護については、2ヶ所の事業所が位置付けられていますが、訪問介護を位置付けたプランの数は1件と数えますので、注意してください。

同様に通所介護についても、2ヶ所の事業所が位置付けられており、さらに、それぞれ別法人が開設する事業所ですが、この場合であっても、通所介護が位置付けられたプランの数は、あくまで1件となります。ここで、通所介護を位置付けたプランの件数を（株式会社Bの1件＋株式会社Cの1件＝）合計2件としてしまうと、計算結果は不正確となります。

【参考】Cさんのプランの数の数え方

	訪問介護	通所介護	福祉用具貸与
プラン数	<u>1 件</u>	<u>1 件</u>	1 件
A 株式会社	<u>1 件</u>		
B 株式会社		1 件	
C 株式会社		1 件	
D 株式会社			1 件

【生活保護の利用者のプラン】

生活保護の利用者のプランも同様に含めて件数を数えます。

【紹介率最高法人の判定】

紹介率最高法人は、月ごとに判断すべきものではなく、**判定期間全体のプランを基に判断します**。当該サービスが含まれる判定期間全体のプランのうち、最も紹介件数の多い法人が紹介率最高法人になります。

イ 紹介率最高法人を位置付けたプランの数の数え方

次に、紹介率最高法人を位置付けたプランの数の数え方について説明します。報告書ではサービス種類ごとの（２）の記入欄に該当する内容です。11 頁の「判定期間における訪問介護事業者（法人）の数4の居宅介護支援事業所の計算例」を基に説明します。

当該事業所では、9月から2月までの判定期間中に合計で55人の利用者のプラン作成を行いました。プランに位置付けられた法人はA～Dの4つです。

まず、月ごとにA～Dのいずれかの法人が開設する訪問介護事業所が位置付けられた全ての利用者のプランの数を合計します。

ここで注意が必要なのは次の2点です。

- ① 同一の利用者が複数の事業所を利用する場合、異なる法人の事業所であれば、プランの数は法人ごとに1件と数えること
- ② 同一の利用者が複数の事業所を利用する場合でも、同一法人の事業所であれば、プランの数は1件と数えること

次に、9月から2月までの各月についてA～Dの各法人が開設する訪問介護事業所が位置付けられたプランの数を算出した上で、6月分の合計を法人ごとに計算します。

紹介率最高法人は、判定期間全体で判断しますので、当該判定期間の紹介率最高法人は、91件のA法人となります。

ウ 紹介率最高法人の占める割合の計算方法

最後に、紹介率最高法人の占める割合の計算について説明します。報告書ではサービス種類ごとの(3)の記入欄に該当する内容です。

例えば、訪問介護については、紹介率最高法人の占める割合は次の計算式により算出します。

$$\frac{(\text{訪問介護に関する紹介率最高法人を位置付けたプランの数})}{(\text{訪問介護を位置付けたプランの総数})} \times 100$$

「判定期間における訪問介護事業者（法人）の数4の居宅介護支援事業所の計算例」においては、（訪問介護に関する紹介率最高法人を位置付けたプランの数）については、A法人の91件であることが計算済みです。

また、（訪問介護を位置付けたプランの全体数）については、次頁の計算例の右上に「訪問介護のプラン(分母)」として考え方が示されていますが、9月から2月の判定期間中の（訪問介護を位置付けたプランの総数）を計算すると、199件となります。

以上を計算式に当てはめると、紹介率最高法人の占める割合は、

$$(91 \text{ 件}) \div (199 \text{ 件}) \times 100 = 45.728 \dots \% \text{ となります。}$$

報告書作成の際には、便宜的に小数点以下は切り上げとなりますので、最終的な計算結果は46%となります。

なお、減算の可能性が生じるのは、紹介率最高法人の占める割合が80%を超えた場合ですので、切り上げた結果として80%になった場合は減算の可能性は生じません。

●判定期間における訪問介護事業者(法人)の数4の居宅介護支援事業所の計算例●

どの法人に訪問介護サービスを位置付けたか(分子)

法人→	9月				10月				11月				12月				1月				2月			
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
利用者1	1																							
利用者2		1																						
利用者3	1																							
利用者4		1																						
利用者5	1																							
利用者6		1																						
利用者7	1				1																			
利用者8	1				1																			
利用者9		1				1																		
利用者10	1								1															
利用者11										1														
利用者12	1																							
利用者13		1							1															
利用者14	1																							
利用者15		1				1				1				1			1							
利用者16	1	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1	1		
利用者17				1				1				1				1								
利用者18													1				1				1			
利用者19		1				1				1				1			1				1			
利用者20	1	1			1	1			1	1			1				1				1			
利用者21						1					1				1									
利用者22	1				1				1				1				1							
利用者23		1				1				1				1				1			1			
利用者24		1				1				1				1				1			1			
利用者25	1				1				1				1				1							
利用者26		1				1				1				1			1							
利用者27	1				1				1				1				1							
利用者28		1				1				1				1			1							
利用者29												1				1				1			1	
利用者30	1				1				1				1				1							
利用者31								1				1				1				1			1	
利用者32		1				1				1				1										
利用者33	1		1		1		1				1				1		1							
利用者34										1				1				1			1			
利用者35		1				1																		
利用者36	1				1				1				1				1							
利用者37		1				1				1				1			1				1			
利用者38	1				1				1				1				1							
利用者39		1				1				1				1			1							
利用者40	1				1				1				1				1							
利用者41						1					1				1									
利用者42										1				1				1					1	
利用者43									1				1				1							
利用者44										1				1				1				1		
利用者45										1				1				1					1	
利用者46												1		1			1			1				
利用者47										1				1			1				1			
利用者48									1				1				1				1			
利用者49													1				1							
利用者50																	1							
利用者51																	1				1			
利用者52																		1						
利用者53																	1							
利用者54																	1				1			
利用者55																					1			
計	18	17	2	1	17	16	4	2	14	16	5	4	15	14	4	4	18	14	1	3	9	8	1	4

複数の事業所を利用する場合でも、同一法人の事業所であれば、プランの数は1となる。

利用者一人につき、プランの数は、毎月1となる。

複数の事業所を利用する場合、異なる法人の事業所であれば、プランの数は各法人毎に1となる。

一人の利用者が複数の法人からサービスを受ける場合でも、プランの数は1となる。

法人Aに対する紹介率が一番高い(プランの数が一番多い)ことが最初から明らかな場合、法人B以下は数える必要はありません。

分母を算出するため、プランの数は必ず数えます。

訪問介護のプラン(分母)

9月	10月	11月	12月	1月	2月
1					
1					
1	1				
1	1				
1	1				
1	1				
1	1				
1	1				
1	1				
1	1	1			
1	1	1			
1	1	1			
1	1	1			
1	1	1			
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1				

合 計			
A	B	C	D
91	85	17	18

紹介率最高法人はA

(割合) $91 \div 199 \times 100 = 45.728 \dots \approx \boxed{46} \%$ (小数点以下切り上げ)

計 **199**

ここまでで、「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書」の記載方法に関連した説明は終了です。

報告書を作成し、当該判定期間中における紹介率最高法人の占める割合が、80%を超えていた場合には、次の（３）特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（別紙）の作成に進みます。

一方、紹介率最高法人の占める割合が80%を超えていないことが判明した場合、報告書を市へ提出する必要はありません。ただし、老企36の規定により、当該書類を各事業所において2年間保存しなければなりません。

補足

なお、平成13年9月19日付厚生労働省老健局介護保険・老人保健課 事務連絡において、介護給付費請求書等は最長5年間保管することが望ましいとされており、特定事業所集中減算も介護給付費の請求に関連することから、当該書類についても5年間保管することが望ましいと考えます。

（３）報告書（別紙）の作成

報告書の作成等を通じて、紹介率最高法人の占める割合が80%を超えたことが判明した場合、報告書に加えて特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（別紙）を作成する必要があります。

この報告書（別紙）は、80%を超えたことについて正当な理由の有無を市の審査において判定するための大切な資料となりますので、正確に作成することが特に重要です。

報告書（別紙）の記入上の留意点などについては、『特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準』と密接に関連していますので、次頁以降の「4. 茅ヶ崎市での審査について」をよく確認した上で、作成してください。

4. 茅ヶ崎市での審査について

老企36の規定により、判定期間中における紹介率最高法人の占める割合が80%を超えていたことについての正当な理由の有無の最終的な判断については、市町村長が行うこととされています。

そのため、判定期間中における紹介率最高法人の占める割合が80%を超えていた場合には、原則として、居宅サービス計画の総数や紹介率最高法人の占める割合などを記載した書類（報告書）に加えて、正当な理由の有無やその内容に関する事業者側の見解を記載した書類（報告書（別紙））を作成し、市へ定められた提出期限までに併せて提出する必要があります。



注意

厚告95の規定により、正当な理由なく、紹介率最高法人の占める割合が、80%を超えた場合には減算請求が必要となります。この場合の正当な理由の有無は市町村長が判断することとされていますので、事業所として正当な理由があると考えられる場合であっても、原則として、市へ所定の提出期限までに報告書と報告書（別紙）を提出してください。80%を超えているにもかかわらず、報告書等の市への提出がなければ、正当な理由があると認められる根拠が確認できず、正当な理由があると判定することはありません。

茅ヶ崎市では、原則として、提出された報告書と報告書（別紙）の記載内容を基に、『特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準』に照らして、客観的な視点から慎重に審査を行い、正当な理由の有無について判定を行います。

なお、報告書（別紙）は、紹介率最高法人の占める割合が80%を超えたサービス種類についてのみ作成し、市へ提出するものです。80%を超えたサービス種類が複数ある場合には、サービス種類ごとに報告書（別紙）を作成し、市へ提出してください。

（１）正当な理由の判断基準

本市における『特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準』は、次のケースのうち少なくとも1つ以上のケースに該当すると認められる場合に、判定期間中における紹介率最高法人の占める割合が80%を超えていたことについて「正当な理由がある」との判定が行われる基準を示したものです。

★ 以下では、それぞれのケースについて、順番に説明します。 ★

『ケース1』

居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等の各サービス事業所の開設法人数が5未満である場合

「通常の事業の実施地域」とは、各居宅介護支援事業所が運営規程に定め、市へ届け出ている通常の事業の実施地域を指します。

なお、判定期間中に事業所の開設法人数に変動があった場合には、判定期間の初日を基準に判断します。

『ケース2』

判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画（以下「プラン」という。）件数が20件以下である場合

判定期間は6ヶ月間ですので、報告書の1頁下に記載した「当該月に作成した居宅サービス計画数」の右側の合計件数が120件以下であれば、1月当たりの平均プラン件数が20件以下となり、ケース2に該当します。

『ケース3』

サービスごとに計算した場合に、対象サービスを位置付けているプラン件数が、判定期間の1月当たりの平均で10件以下である場合

ケース2が、位置付けたサービス種類を問わず、判定期間中のプランの総数を基に判断するのに対して、このケース3は、位置付けたサービス種類ごとに判断するものです。

したがって、紹介率最高法人の占める割合が80%を超えていたサービスについて、報告書の2頁～の(1)「当該月に(サービス種類)を位置付けた居宅サービス計画数」の右側の合計件数(A)が60件以下であれば、1月当たりの平均プラン件数が10件以下となり、ケース3に該当します。

『ケース4（1）』

プラン作成時点で以下の各条件のいずれかに該当するプランを除いて再計算した場合に、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%以下になる場合

ア 訪問介護サービスに関して、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ通院等乗降介助について位置付けがあるプラン

イ 訪問介護サービスに関して、早朝・夜間・深夜のサービスを行うことについて運営規程に定めている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ早朝・夜間・深夜のサービスを行う必要性が位置付けられているプラン

ウ 訪問看護サービスに関して、早朝・夜間・深夜のサービスを行うことについて運営規程に定めている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ早朝・夜間・深夜のサービスを行う必要性が位置付けられているプラン

ケース4（1）ア、イ、ウの各条件では、特段の事情を有する利用者である旨を客観的に判断することが可能な場合を限定列挙しています。これらの特段の事情がある利用者のプランについては、紹介率最高法人を位置付けたプランの数の占める割合を計算する際に件数から除外し、その他のプランについて、紹介率最高法人の占める割合を計算します。

※ 除外する場合の計算式は次のとおりです。（訪問介護の場合）

詳細な計算方法については、報告書（別紙）に従ってください。

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{訪問介護に関する紹介率最高} \\ \text{法人を位置付けたプランの件数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{特段の事情がある利用者のプランに位置} \\ \text{付けられている訪問介護サービスの法人} \\ \text{が紹介率最高法人であるプランの件数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{訪問介護を位置付けた} \\ \text{プランの全体件数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{特段の事情がある利用者の訪問介護を} \\ \text{位置付けたプランの件数} \end{array} \right)} \times 100$$

『ケース4（2）』

4（1）ア、イ、ウ及び5の（1）、（2）の各条件に該当する利用者以外の利用者に対し、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において当該種類のサービスを行っている事業所のうち、異なる法人が開設する5以上の事業所を比較検討できるよう、事業所の一覧表、パンフレット等を使用して十分説明を行い、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由の確認を文書で得ている場合

ケース4（2）における「4（1）ア、イ、ウ及び5の（1）、（2）の各条件に該当する利用者以外の利用者に対し」とは、例えば、通院等乗降介助サービスを行っている訪問介護事業所が通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合には、当該居宅介護支援事業所が、通院等乗降介助サービスを必要とする利用者に対し、異なる法人が開設する5以上の事業所（通院等乗降介助サービスを行っている事業所）を紹介することが困難であることから、対応の有無の判断対象から除かれているものです。

資料等を使用して利用者への説明を行う際は、利用者の希望及び当該事業所を選択する理由を確認してください。

※ 説明対象とする事業所の選択にあたっては、利用者の利便性などの観点から、利用者の居宅からの距離等も考慮の上で利用者が実質的に選択して利用することが可能な事業所であり、かつ利用者にとって必要なサービスを提供できる体制を有する事業所を提示するよう努めてください。

異なる法人が開設する5以上の事業所を比較検討し、利用者の希望であることがわかるよう、利用者からは理由書の提出を受けるなどしてください。

※参考様式 居宅サービス事業所等の選択に関する理由書（→Ⅲ資料編 P21 参照）

Q. 各判定期間において、紹介率最高法人の占める割合が80%を超えたサービスがあり、市へ報告書等を提出する際に、ケース4（2）に該当する場合は「居宅サービス事業所等の選択に関する理由書」を添付する必要がありますか。

A. 添付は不要です。運営指導時等で確認する場合がありますので、事業所内に保管し、提示を求められた際は提示できるようにしてください。

Q. 「居宅サービス事業所等の選択に関する理由書」は全プランで作成しますか。

A. 最高照会法人の占める割合が80%を超える場合で、ケース4（2）を理由に正当な理由があるとする場合は、作成が必要です。ただし、居宅サービス計画は利用者の希望に基づき作成されるべきものであることから、当該ケースに該当しない場合であっても作成することは差し支えありません。

『ケース5』

プラン作成時点で以下の各条件のいずれかに該当するプランを除いて再計算した場合に、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%以下になる場合

- (1) 市町村から、プラン作成と居宅サービスを同一法人の事業所で実施するよう依頼があった利用者のプラン
- (2) 判定期間中に、他の居宅介護支援事業所の閉鎖等により引き受けざるを得なくなった利用者のプラン

ケース5の(1)、(2)の各条件では、特段の事情を有する利用者である旨を客観的に判断することが可能な場合を限定列挙しています。これらの特段の事情がある利用者のプランについては、紹介率最高法人を位置付けたプランの数の占める割合を計算する際に件数から除外し、その他のプランについて、紹介率最高法人の占める割合を計算します。(ケース4(1)と同様)

※ 除外する場合の計算式は次のとおりです。(訪問介護の場合)

詳細な計算方法については、報告書(別紙)に従ってください。

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{訪問介護に関する紹介率最高} \\ \text{法人を位置付けたプランの件数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特段の事情がある利用者のプランに位置} \\ \text{付けられている訪問介護サービスの法人} \\ \text{が紹介率最高法人であるプランの件数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{訪問介護を位置付けた} \\ \text{プランの全体件数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特段の事情がある利用者の訪問介護を} \\ \text{位置付けたプランの件数} \end{array} \right]} \times 100$$

(2) 審査結果の通知、減算の実施

提出期限までに市へ提出された報告書及び報告書(別紙)の記載内容を基に、『特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準』に照らして、客観的な視点から慎重に審査を行い、正当な理由の有無について判定を行います。

市へ報告書及び報告書(別紙)を提出した全ての事業者に対して、報酬請求の時期等を考慮し、遅くとも、前期分については10月20日までに、後期分については4月20日までに判定結果通知を送付します。

審査の結果、正当な理由がないと判定された事業者については、「減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する」とされています。減算適用期間における居宅サービス計画上の訪問介護サービス等の位置付けの有無、紹介率最高法人の居宅サービス計画上での位置付けの有無などにかかわらず、全ての居宅サービス計画に係る報酬を減算しなければなりません。

Ⅲ：資料編

【指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準】

(平成12.2.10 厚告20 別表 注10)

別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

【厚生労働大臣が定める基準（平成27.3.23 厚労告95 83号）】

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第二条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与をいう。)又は指定地域密着型通所介護(以下この号において「訪問介護サービス等」という。)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が百分の八十を超えていること。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12.3.1 老企36）】

13 特定事業所集中減算の取扱いについて

(1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
- ② 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

(2) 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

(具体的な計算式)

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

(3) 算定手続

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市町村長に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければならない。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ (2)の算定方法で計算した割合
- ⑤ (2)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

(4) 正当な理由の範囲

(3)で判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市町村長に提出すること。なお、市町村長が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市町村長において適正に判断されたい。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- (例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えても減算は適用されていないが、通所介護について80%を超えた場合に減算が適用される。
- (例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介最高法人を位置付けた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- (例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合
- (例) 利用者から質の高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの
- ⑥ その他正当な理由と市長村長が認めた場合

居宅サービス事業所の選択に関する理由書

介護保険の基準上、利用者から介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

※下枠内は居宅介護支援事業所が記載

介護サービスの種類 (※ 該当に○)	訪問介護 ・ 通所介護 福祉用具貸与 ・ 地域密着型通所介護
利用予定事業所名	
法人名	
利用開始年月日	年 月 日 ～

上記の訪問介護サービス等のサービス提供を受けるにあたり、当該サービスの事業者情報に関して、複数の事業所を紹介され、比較検討した結果、当該事業所によるサービス提供を受けることを希望します。

年 月 日

利用者氏名

(代理人 _____)